

非暴力と日本仏教

宮田幸一

非暴力の教えと日本仏教との関係を論じるにあたって、非暴力のいくつかのレベルを区別する必要がある。個人的次元では、僧尼などのように暴力を使用せず、不殺生戒を守ることができる人もいる。しかし社会的国内次元では、治安維持のために警察官が犯罪者に対して暴力を使用することは容認されている。さらに国際的次元では、外国からの攻撃に対して国家を守るために軍人が暴力を使用することはやむをえないだろう。極端な平和主義者は絶対的非暴力を主張し、いかなる次元での暴力にも反対する。しかし多くの平和主義

者は条件付きの平和主義者であり、いくつかの次元で暴力の使用を容認していると思う。最初に、私は非暴力の教えと日本仏教との歴史的関係を考察する。ついで、日本仏教が非暴力を促進するために解決しなければならぬ、いくつかの問題を指摘したい。

一 聖徳太子の和の思想

日本人が持っていた呪術的宗教観を超えて、初めて仏教の普遍的思想に着目した人が聖徳太子であった。聖徳太子の十七条憲法で最も強調されているのは、「和」

であった。第一条で、党派性を克服して、共同体内部の和合を強調している。そして第一〇条で、人間は誤りを犯しやすい凡夫であるから、意見の違う相手に対する怒りを捨てて、平静に議論することを求める。そして第二条で、仏教が人間の邪悪な心を正す普遍的な教えであることを強調し、和の実現のためには仏教が必要であることを述べている。以上のように、聖徳太子は共同体内部の平和を実現するために、仏教による倫理形成を強調したのである。

しかし太子は、非暴力主義者ではなかった。太子が若い頃、崇仏派の蘇我氏と排仏派の物部氏が武力対決をしたときに、太子は蘇我氏の勝利を四天王に祈り、その戦勝への加護を感謝して、四天王寺を建立したという。太子は、共同体の平和、あるいは仏法守護のためには、場合によっては暴力も必要であると考えていたと思われる。

二 護国仏教の諸問題

七世紀の大化改新以後、朝廷は中央集権国家の樹立

を犯すことを禁止もしなかったし、かえってその勝利を祈るということが義務付けられていたのである。

三 荘園制度と僧兵

十世紀には藤原氏による権力の乱用と荘園の蓄積が始まった。そのため律令制度が形骸化し、寺院の経済的基盤が国家からの給付に依存できなくなり、寺院も荘園の獲得に狂奔した。寺院は荘園の維持管理を自力で行う必要があった。寺院の下級の使用人である堂衆や、下級の僧侶が武装して、国司や他の荘園領主の介入から荘園を守るようになり、それが僧兵の出現につながった。

十世紀後半に、天台宗では延暦寺と園城寺の対立が激しくなり、武装抗争が生じた。天台宗ばかりでなく、興福寺や東大寺などの奈良の大寺院や、真言宗の高野山も武装するようになり、仏法が栄えることは王法が栄えることの条件であり、盛大な仏事を執行し、豪華な伽藍を建築するための寄付を国家の当然の義務であると主張し、主に荘園の獲得という経済的要求を掲げ

に成功した。朝廷は天皇の権威を高めるために、仏教を護国仏教として積極的に支持し、かつ統制した。出家得度の権限は朝廷が持ち、出家教団を管理するための僧尼令が制定された。豪族によって建てられた氏寺は潜在的な軍事拠点でもあり、寺院に所属する奴婢が武器を所有し、ときには僧侶も加わって軍事行動を起こしたこともあった。それを防止するために、第一条では僧侶が人を殺すことや兵書を習読することを禁止し、また第二六条で奴婢、兵器を布施として寺院に寄付することや、寺院がそれらを安易に受け取ることを禁止している。

中国仏教をモデルとしていた日本では、僧侶も護国を祈ることや国家による仏教統制を、当然とみなしていた。このような護国仏教の立場では、『仁王経』や『金光明最勝王経』の思想に基づいて、朝廷に対する反乱を武力で鎮圧することも、諸外国からの侵略を武力で撃退することも当然と考えられていた。僧侶自身は不殺生戒を守ることを義務付けられていたが、僧侶は在家信者である兵士たちが朝廷権力を守るために殺生

て、朝廷に対して武力を背景にした強訴を繰り返した。末法においては、朝廷が治安を十分守ることができないから、仏法を守るためには経巻のみではなく武力も必要であるという主張が現れ、下級僧侶が武装し、不殺生戒を破ることの正当化の論理として使用された。

四 鎌倉新仏教と宗教一揆

僧兵とは異なった形態で出現した、宗教的武装のもう一つの事例は、宗教一揆である。

平安末期に出現した法然は、末法時代には既存の仏教の救済力がなくなると主張し、その時代における唯一の救済方法として称名念仏を主張した。この専修思想は、中国、日本仏教における伝統的な兼修思想を否定した異端的な思想であった。特に専修思想が強かった教団は、親鸞の浄土真宗と日蓮の法華宗であった。十五世紀になると、浄土真宗は主に地方の下級武士や農民に広まり、法華宗は都市の商工業者に支持された。応仁の乱以後、政治体制が混乱し、しばしば浄土真宗の信者である下級武士、農民の一揆が発生し、それが

一向一揆と呼ばれた。京都においても、商工業者に法華宗の信者が多かったため、町の自警組織が宗教組織と重なり、法華一揆と呼ばれる軍事組織が形成され、一向一揆や他の大名から京都を守るためにたまたま。これらの宗教一揆は、自分たちの宗教王国をつくるために暴力を使用した。

五 日本帝国主義と日本仏教

明治政府は神道を国教とし、江戸幕府の仏教優遇政策を放棄した。僧籍の廃止により、僧侶は身分ではなく職業として扱われ、僧侶にも他の平民と同様の徴兵義務を課した。僧兵という例外はあったが、僧侶の武装は禁止されていたため、これまでは僧侶は不殺生戒を守ることもできたが、徴兵制度が実施され、僧侶であっても兵士として前線に敵兵を殺害しなくてはならない事態が生じた。

伝統的な仏教教団は政府による反仏教的政策に怯え、政府の政策遂行に協力することで、教団の維持を図っていた。それゆえ不殺生戒を強調して、教団所属の僧

侶兵士に兵役拒否することを指導せず、むしろ積極的に政府の戦争政策に支持を与えた。

戦争においては、多くの仏教教団は軍資献納や慰問品寄贈などの物質的支援の他に、教団の訓示として義戦であることを強調し、真俗二諦論、王法為本などの教義を基に、軍務の遂行が仏教徒の義務であることを強調した。不殺生戒は国のために敵を殺すことを制止していないという見解を示し、戦死者は宗教的義務を果たした者として往生を認められた。敵国死者の追悼が怨親平等という仏教的理念の発揚として行われたが、戦争自体を非難することはなかった。

六 戦後の平和運動と仏教

第二次世界大戦で壊滅的な打撃を受けた日本は、アメリカの要求に従って戦争放棄をうたった憲法を制定し、軍事的な野心を持たず、安全保障はアメリカに依存し、経済再建に専念する国家政策を採用した。敗戦後の悲惨な生活体験から、戦争政策に協力してきた伝統教団も平和を唱えるようになり、また戦後の憲法で

認められた信教の自由により、自由な活動を保証された仏教系新教団も、平和運動を大きな活動の柱としてきた。その中で特に注目されたのは、出家者を中心とする日本山妙法寺の反戦活動と、立正佼成会の世界宗教者平和会議の活動と、創価学会の反戦出版や反核展などの運動であった。

しかしアメリカが日本の再軍備を要求し、さらには、湾岸戦争やイラク戦争などでは自衛隊の派遣を要請する、状況の変化が生じた。日本の政治の主流は、軍事的負担を避けて、一國平和主義と経済的繁栄を維持したいというのが本音であったが、ある程度アメリカの要求に従わざるをえなかった。

多くの宗教教団は平和主義を唱え、政府の自衛隊海外派遣に反対しているが、この状況の中で非常に苦しい立場に置かれているのが創価学会である。創価学会は平和志向が強い教団であるが、その支持政党の公明党が連立与党の一員として戦争協力に賛成するというねじれ現象が生じており、創価学会員でこの問題で悩んでいる人も多い。

七 非暴力への日本仏教の課題

現代の仏教徒の中には、釈迦族が、因果の理法の上では、殺すよりは殺されるほうがよいとして滅ぼされた故事を引用して、絶対的な非暴力、平和主義を主張するものもある。しかしこの故事は小乗仏典に含まれており、中国仏教、日本仏教は、大乘仏教を受けいれ小乗仏教を排斥した。いくつかの大乘仏教経典は、治安の維持や仏法守護のために不殺生戒を捨てることを許している。歴史的に見て、日本仏教は不殺生戒を無視してきた。もし平和主義の仏教徒が絶対的な非暴力を主張するならば、いくつかの大乘仏教の教えを捨てなければならぬと思う。

他の仏教徒は条件付きの平和主義を主張する。かれらは、治安維持のための警察という暴力組織や、他人からの暴力に対して自分を守るために暴力を使用する正当防衛を容認する。また場合によっては、強圧的な独裁者に対して人々が暴力によって抵抗し、打倒する国民の抵抗権も容認するかもしれない。かれらは、国

これらの問題を解決する必要があるだろう。

(みやた こういち／創価大学教授)

本論文では、紙幅の都合などで十分な叙述ができなかったが、『創価大学人文論集』第十六号に、これを敷衍した「日本仏教と平和主義の諸問題」を掲載予定であるので、参照していただければ幸甚です。

民のより少ない暴力は独裁者のより多くの暴力よりはましだと考えるだろう。しかしこれらの場合において、治安維持を目的として暴力を使用するための教義的正当化に関しては、それが仏法守護という条件しかないのである。このことは皮肉にも、仏法守護のためには、より多くの暴力も正当化されるということを意味している。この論理は、僧兵や宗教一揆において使用された。私は、条件付きの平和主義的仏教徒が、暴力の使用に関してどのように教義的正当化をあたえることができるのか疑問に思っている。

さらに龍樹に仮託されている『大智度論』の中には、殺人の極端な正当化が含まれている。そこでは、全ての存在は空であるから、不変の実体としての衆生は存在せず、たとえ衆生を殺しても、実際にはなにものも殺してはいないのであり、それゆえ殺人は生じていないという議論がある。もし空の思想が仏教の重要な教義の一つであると信じるならば、どのようにして殺生を非難できるのか疑わしいと私は思っている。

もし仏教徒が平和と非暴力を促進しようと思うなら、